

<主な変更点>

1. 同一製品に対する同一の試験結果に基づき、複数の申請者がそれぞれ認証を取得できるものとした。
2. 認証番号に含まれる識別番号を変更

変更前

R	-	C	R	M	-	A	B	C	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
①		②	③	④		⑤				⑥													
放送通信 機器識別		基本認証 情報識別				申請者 情報識別				製品識別													

今回の変更により③④は廃止

- ①電波法に基づく適合性評価を意味する「R」
- ②認証基本情報：適合認証→C (Certification), 適合登録→R (Registration), 暫定認証→I(Interim)
- ③試験分野：無線分野→R (Radio), 有線分野→T (Telecommunication), 電磁波分野→E (Electromagnetic Wave)
複合分野→M (Muliti Function)
- ④申請者の区分：製造者→M (Manufacture), 輸入者→I (Importer), 販売者→S (Seller)
- ⑤申請者識別番号
- ⑥製品識別番号

変更後

2018.7.31以降発行
される認証書に適用

R	-	C	S	-	A	B	C	-	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
①		②	③		④				⑤														
放送通信 機器識別		基本認証 情報識別				申請者 情報識別				製品識別													

- ①電波法に基づく適合性評価を意味する「R」
- ②認証基本情報：適合認証→C (Certification), 適合登録→R (Registration), 暫定認証→I(Interim)
- ③同一の機器に対して複数の認証を申請する場合、2件目以降「S」を表示
- ④申請者識別番号
- ⑤製品識別番号

